

・東飯田→東・南山田→南
 ・野上→野・飯田→飯

一部異なる地域がありますので詳しくは別紙「令和6年度版九重町のごみの分け方」裏面をご覧ください。

3月	燃えるごみ	燃えないごみ			資源ごみ			
		1分別 〔びん・かん ペットボトル〕	2分別 〔ガラス・ 陶磁器類〕	3分別 〔電化製品 金属アルミ類〕	蛍光管・電球 電池	発泡スチロール	新聞紙・チラシ	古紙類 〔紙ハック衣類 雑誌雑がみ ダンボール〕
1 土			東					
2 日								
3 月	飯・東				飯			
4 火	野・南							
5 水		飯・東・南					野・南	
6 木	飯・東	野						
7 金	野・南				野			
8 土			飯					
9 日								
10 月	飯・東				南			
11 火	野・南							

12 水		飯・東・南					飯・東	
13 木	飯・東	野						
14 金	野・南				東			
15 土			野					
16 日								
17 月	飯・東							
18 火	野・南							
19 水		飯・東・南					野・南	
20 木	飯・東	野						
21 金	野・南							
22 土			南					
23 日								
24 月	飯・東							
25 火	野・南							
26 水					飯・東・南		飯・東	
27 木	飯・東				野			
28 金	野・南							
29 土								
30 日								
31 月	飯・東							

- ・別紙「令和6年度版九重町のごみの分け方」を参照してください
- ・気象状況（台風や大雪）でごみ収集ができない場合があります
- ・収集日の朝8時30分までに所定の場所に出してください
- ・町指定のごみ袋以外は収集しません
- ・正しく分別していないものは収集しません

子どもの人権

いじめ、体罰、児童虐待、性被害など子どもが被害者となる事案が後を絶ちません。子どもたちは、一人ひとりの違いが大切にされ個性が尊重されることを望んでいます。そして、安心して生活できること、ゆっくりと自分づくりができることを求めています。

大人は、子どものSOSを見逃さず、ひとりの人間として最大限に尊重し、守らなければなりません。

(参考:大分県発行「子どもの人権 みんなで守り育てよう」、法務省人権擁護局「人権の擁護」より)

〈子どもに関する相談窓口〉

九重町子育て支援課
 …… 0973-76-3828
 九重町隣保館
 …… 0973-76-2468
 子どもの人権 110 番
 …… 0120-007-110

身元調査等によるプライバシーなどの権利侵害をふせぐために
～本人通知制度に登録しましょう～

犬の飼い方

ペットを飼うことの覚悟を

毎年、保護された犬猫が町内でもたくさんいます。命を犠牲にせず、動物たちを不幸な立場にしないよう、愛情と責任を持って、一生家族の一員として飼いましょう。

犬を飼うときは

- 🐾 **放し飼いしない**

犬の放し飼いは、まわりの人に恐怖を与える危険な行為です。飼主の知らないところで、人に迷惑をかけていたり、危害を加えていたりするかもしれません。また、交通事故や迷い犬になってしまう可能性もあるので、犬の放し飼いはしないでください。

●**散歩の時は必ずリードを着ける!**
散歩は、犬の健康に欠かせない運動をさせるためにも大切であり、毎日のことだけにそのマナーは重要です。町内でもリードを着けずに散歩をしていたために犬が逃げ出してしまい、近隣の方が怖い思いをしているといったことが発生しています。
- ⚠️ **放し飼いは、「大分県動物の愛護及び管理に関する条例」に違反する行為です。**
- 🐾 **フンの処理をする**

飼っている場所（ご自宅等）のフンの後始末や散歩時のフンの放置に関する苦情が多く寄せられています。飼っている場所は清潔に保ち、散歩時には排泄したフンは飼主が処理袋に入れて持って帰り、燃えるゴミとして出すかトイレに流しましょう。
- 🐾 **しつけをする**

犬はしつけをすることにより、排泄のコントロールができます。無駄吠え等を減らすことにもつながります。頻繁な鳴き声は近隣の方の迷惑となることもあるため、しつけをするようにしましょう。
- 🐾 **繁殖制限の励行**

子犬が生まれることを望まないのであれば、去勢、不妊手術を受けましょう。